

道 路 環 境 保 全 業 務 要 綱 （ 企 業 用 ）

（目的）

第 1 条 この事業（道路環境保全業務委託）は、道路及びその周辺の環境保全を実施する団体（以下「道路愛護団」という。）の活動を支援することにより、住みよい生活環境を保全するよう努めることを目的とする。

（道路愛護団）

第 2 条 道路愛護団とは、企業団体（10 名以上）で構成した団体であり、あらたに団体を構成する場合は、松江市に「道路愛護団設立届」（様式 1）を提出し、これを受理された団体をいう。届出内容に変更が生じた場合（登録抹消含む）は、あらたに「道路愛護団設立届」を提出するものとする。

（事業名称及び内容）

第 3 条 この要綱で規定する道路愛護団制度の適用範囲は次のとおりとし、該当範囲は市認定道路及び旧重要道路（国道、県道、河川敷、公園、民地を除く。）とする。

1 「沿道草刈事業」（以下「草刈事業」という。）

道路沿いの草刈り、通行に支障がある枝の伐採を行うものであり、作業延長は両側・片側を区別せず 100m 以上とし、10m 単位とする。

2 「側溝清掃事業」（以下「清掃事業」という。）

道路沿いの側溝の清掃を行うものであり、作業延長は両側・片側を区別し、50m 以上とし、10m 単位とする。

（年間事業実施計画書）

第 4 条 道路愛護団は、以下のとおり「年間事業実施計画書」（様式 2）を松江市に年度当初に提出するものとする。

（保険加入）

第 5 条 保険の加入手続き及び加入料は市が負担する。

（事業実施・期間）

第 6 条 事業実施にあたっては、通行車両及び通行人等に支障のないよう安全確保に十分留意するものとし、安全確保に十分留意するものとする。また事業実施期間は、年度ごとに 4 月 1 日から 2 月

末日までとする。

（草・枝・汚泥等の処理）

第 7 条 事業により発生した草、ゴミ、汚泥等は、道路愛護団の責任において適正な処理を行なうものとする。

（実施報告）

第 8 条 道路愛護団は、すべての予定事業実施後 10 日以内に市へ「道路愛護団実施報告書」（様式 3）に事業写真を添付し実施報告書を提出する。事業写真は事業実施日が黒板等で判断できるようにし、起点・中間点・終点地点を撮影箇所とし、事業前・事業中・事業後の写真とする。

< 起点 + 中間点 + 終点 = 合計 9 枚程度 >

（道路環境保全業務ボランティア活動証明書）

第 9 条 松江市は、道路愛護団から提出された「道路愛護団実施報告書」（様式 3）を確認したのち、「道路環境保全業務ボランティア活動証明書」（様式 4）を無償で発行する。

（事故等の報告）

第 10 条 道路愛護団は、活動中に事故等が起きたときは直ちに松江市に連絡するとともに、速やかに道路環境保全業務委託事故発生報告書（様式 5）を提出するものとする。松江市は、事故等の報告があった場合は、速やかに保険会社に連絡し、事故等の処理に万全を期するものとする。なお、活動中の事故により発生した第三者との紛議については、松江市はその責任を負わないものとする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市、団体双方で協議の上これを定める。

附則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 7 年 4 月 1 日）

附則 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。